

昭和五十七年大蔵省令第三十号

国債の発行等に関する省令
國債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項及び第二項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令(昭和五十三年大蔵省令第五十二号)の全部を改正する省令を次のよう規定する。

(総則)

第一条 国債を発行しようとするときは、別に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において「国債」とは、国債に関する法律にいう国債(政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)第二条に規定する政府短期証券を除く。)をいう。

2 この省令において「電子情報処理組織」とは、日本銀行の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、財務省及び当該電子計算機の利用につき日本銀行と契約をした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条 国債証券の額面金額の種類は、五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、一千万円、五千万円、一億円及び十億円の九種類とする。(額面金額の種類等)

2 前項の規定にかかわらず振替国債(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものをいう。次条において同じ。)の額面金額の最低額(以下「最低額面金額」という。)の種類は、五万円、十万円及び一千万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

第四条 財務大臣は、国債の募集の取扱い及び受けを目的として組織される団体(以下「国債募集引受け団」という。)との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約(財務大臣が、発行しようとする国債の総額の一部に相当する額を、国債募集引受け団の各構成員に対して、当該構成員の行う募集の取扱い及び引受けに係る国債の金額として割り当た場合において、その割当額の定めのあるものを含む。次項において、

て同じ。)を締結する方法又は国債の総額引受けを目的として組織される団体(以下「国債総額引受け団」という。)との間に国債の総額引受けに関する契約を締結する方法により国債を発行しようとするときは、当該国債の発行に関する必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、国債募集引受け団との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約又は国債総額引受け団との間に国債の総額引受けに関する契約を締結するものとする。

3

3 財務大臣は、前項に規定する契約が締結されたときは、遅滞なく次の各号(割引の方法により発行される国債については、第十号及び第十一号を除く。)第五条第十一項、第六条第十一項及び第七条第三項において同じ。)に掲げる事項を告示するものとする。

4

4 財務大臣は、前項に規定する契約が締結されたときは、通知された事項に従い、国債募集引受け団との間に国債の総額引受けに関する契約を締結するものとする。

5

6

7

日本銀行は、構成員から振替国債に係る払込金及び受入経過利子の払込みを受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該構成員から報告を受けた振替法第九十二条第一項各号に掲げる事項についての通知を行うものとする。

8

日本銀行は、構成員から振替国債に係る払込金及び受入経過利子の払込みを受けたときは、第八号を除き、第八項第五号に規定する入札の方法により発行される国債については、第五号を除く。)に掲げる事項を定め、これを入札に参加することができる者(以下「入札参加者」という。)に日本銀行を通じて通知するものとする。

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

日本銀行は、構成員から振替国債に係る払込金及び受入経過利子の払込みを受けたときは、前項の規定に応じ当該各号に定める者(法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。)でなければならない。

1 第八項第一号から第三号に規定する入札の方法(銀行、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者(同法第二十九条の四の二第二項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る。)、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者

2 第八項第四号から第六号に規定する入札の方法(国債市場特別参加者)日本銀行は、第一項に規定する入札参加者に対する通知、次項に規定する入札、第七項に規定する開札及び財務大臣に対する報告並びに第十四項に規定する応募者に対する募入決定の通知について、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

3 国債の入札に応募する者は、応募額その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募額その他所定の事項を記載した入札

3

日本銀行は、構成員から振替国債に係る払込金及び受入経過利子の払込みを受けたときは、前項の規定に応じ当該各号に定める者(法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。)でなければならない。

4

日本銀行は、第一項に規定する入札参加者に対する通知、次項に規定する入札、第七項に規定する開札及び財務大臣に対する報告並びに第十四項に規定する応募者に対する募入決定の通知について、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

5

国債の入札に応募する者は、応募額その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募額その他所定の事項を記載した入札

書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により日本銀行に提出することができる。

前項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた入札は、日本銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときはに日本銀行に到達したものとみなす。

日本銀行は、第五項の規定により入札があったときは、申込締切日時後開札し、遅滞なく入札の状況及び募入の決定に際し参考となるべき事項を財務大臣に報告するものとする。

財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、募入の決定をするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合は、各申込みの一部又は全部を募入外とすることができる。

一 価格を競争に付して行われる入札 各申込込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

二 利回りを競争に付して行われる入札 各申込込みのうち利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。

三 第一号に規定する入札（以下「価格競争入札」という。）と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするもの。各申込みの応募額を案分により割り当てる。

四 価格競争入札と同時に行われる入札であつて、前号に規定する価格を発行価格とし、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

五 価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、利回り競争入札において募入の決定を受

けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であつて財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六 入札の基準として財務大臣が名称及び記号ごとに定める利回りに応募した者が加算する数値（以下「利回り格差」という。）を競争に付して行われる入札 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

七 日本銀行は、前項の規定により募入の決定をしたときは、その旨を日本銀行に通知するものとする。

八 財務大臣は、前項の規定により募入の決定を受けた者を除いた者の商号又は名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。これを変更した場合も同様とする。

九 財務大臣は、募集取扱機関のうち、前項の規定により定められた者を除いた者の商号又は名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。これを変更した場合は、通知された事項に従い、募集取扱機関に国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

十 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なくその旨を応募した者に通知し、払込金及び受入経過利子の払込みをさせなければならぬ。

十一 財務大臣は、第一項の方法により国債を発行したときは、前条第三項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び発行価格を告示するものとする。

十二 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十三 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十四 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十五 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十六 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十七 その他必要な事項

二 財務大臣は、あらかじめ、募集取扱機関を定め、その旨を当該募集取扱機関に日本銀行を通じて通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

三 募集取扱機関は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

四 財務大臣は、募集取扱機関のうち、法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他それに関する事由により、国債の募集の取扱いを認めることが適当ないと認められる者を定めなければならない。

五 財務大臣は、募集取扱機関のうち、前項の規定により定められた者を除いた者の商号又は名称を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。これを変更した場合は、通知された事項に従い、募集取扱機関に国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

六 日本銀行は、前項の規定による利付国債の初期利子の支払額は、六月分の利子に相当する額とする。

七 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣が定める者をいう。以下同じ。による募集の取扱いの方法により国債を発行しようとするときは、次の各号（割引の方及び第十二号を除く。）に掲げる事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

八 財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、発行額その他当該国債の発行に関し必要な事項を決定し、これを日本銀行に通知するものとする。

九 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、募集取扱機関に、払込金及び受入経過利子の払込みをさせなければならぬ。

十 第四条第四項から第八項までの規定は、第一項の方法により国債を発行する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「国債募集引受け団又は国債総額引受け団の構成員（以下「構成員」という。）」とあり、及び「当該構成員」とあり、並びに同条第五項から第八項まででの規定中「構成員」とあるのは、「募集取扱機関」と読み替えるものとする。

十一 財務大臣は、第一項の方法により国債を発行したときは、第四条第三項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び発行価格を告示するものとする。

（その他の発行）

第七条 財務大臣は、第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の方法以外の方法により国債を発行しようとするときは、当該国債の発行に關し必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

二 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、第四条第三項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項及び発行価格を告示するものとする。

三 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

四 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

五 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

六 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

七 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

八 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

九 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十一 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十二 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十三 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十四 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十五 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十六 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十七 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十八 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

十九 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十一 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十二 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十三 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十四 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十五 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十六 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

二十七 財務大臣は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第一項に規定する取扱機関でなければならぬ。

令第五条第五項ただし書、政府資金調達事務取扱規則第五条第五項ただし書若しくは第十条の二第五項ただし書又は国債の買入消却に関する省令第三条第五項ただし書若しくは附則第二条第四項若しくは第八項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和四年九月二六日財務省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日財務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。